

第六回国会 衆議院 法務委員会 議録 第十四号

昭和二十四年十一月二十九日(火曜日)

午後二時十一分開議

出席委員

委員長 花村 四郎君

理事 幸吉君 理事 北川 定務君

理事 小玉 治行君 理事 田嶋 好文君

理事 石川 金次郎君 理事 梨木 作次郎君

理事 大西 正男君

鍛冶 良作君 佐瀬 昌三君

古島 義英君 松本 弘君

眞鍋 勝君 武藤 嘉一君

吉田 省三君 猪俣 浩三君

田万 廣文君 上村 進君

世耕 弘一君

出席國務大臣

法務総裁 畑田 俊吉君

出席府政務委員

法務政務次官 牧野 寛素君

刑政長官 佐藤 藤佐君

(矯正保護局長) 古橋 浦四郎君

法務府事務官 (検務局長) 高橋 一郎君

委員外の出席者

議員 庄司 一郎君

法務府事務官 八木 新治君

専門員 村 教三君

専門員 小本 貞一君

本日の会議に付した事件

刑事補償法案(内閣提出第二号)

人権擁護に関する決議案(志賀義雄君外三十五名提出、決議第八号)

武生裁判所及び検察庁怪火事件調査報告の聴取

○花村委員長 これより会議を開きます。今日はまず刑事補償法案を議題といたします。

梨木作次郎君より質疑の通告があり、まするから、これを許します。梨木作次郎君。

○梨木委員 石川委員の方から詳しい質問が出ておりましたので、重複を避けて、二、三伺いたいと思うので、第三條に「左の場合には、裁判所の健全な裁量により、補償の一部又は全部をしないことができる。」こうあつて「本人が、捜査又は審判を誤らせる目的で、虚偽の自白をし、又は他の有罪の証拠を作為することにより、起訴、未決の拘留若しくは拘禁又は有罪の裁判を受けるに至つたものと認められる場合」こうなつておるのでありますが、大体こういうようなことはきわめてまれなことに属すると思うのであります。ただ私が心配するの

は、これら身柄が拘束されておつた場合におきましては、客観的にはこういふように見られることが起りかねないであります。そこで私はこの條項の但書といたしまして、但しかなる場合も、身体を自由を奪われた後の自白の場合はこの限りではない、こういうようにしなければ、どうしても身柄が拘束されておる場合は、実際は拷問だとか、強制された自白ということになるのであります。しかし拷問とか、強

制されたということが証明されないと、この條文の虚偽の自白といふことが出て来るのであります。その前の「捜査又は審判を誤らせる目的」といふことは、これは認定できますので、私はここにどうしても身柄が拘束されておる場合に、虚偽の自白をした場合は例外にしなければ、この補償法の目的から言ひまして、非常に弊害が生じて来るように思ふのであります。その点についての政府の所信をお伺ひいたします。

○高橋(一)政府委員 ただいまの御心配はごもつともだと考えます。ただ私どもの立案の趣旨から申しますと、身柄が拘束されておつて、よく早く出たために、つい心にもあらぬことを言ふことがあると思ひますけれども、そのような場合において、この第三條の第一号に該当する場合とするつもりもないし、またこの文章ではさうな場合は当然入らない。その場合には刑事補償を受けるというように考えるのであります。すなわち捜査または審判を誤らせる目的で、虚偽の自白をするとか、あるいは他の有罪の証拠を作為するといふような表現を用いてあります。前回にお出ししました案の際には、その点がござら任意の自白をするにことにより云々と、こうなつておつたのであります。ただいまの御ような御疑問の点なども十分考えまして、さうな御意を明確にするつもりで本法案のような表現にいたしましたのであります。従ひまして本法の場合に該当すると考えられるのは、前回にも申したのであります。親分がたとえ人を

殺したのを、子分が親分をかばつて、自分が罪を背負うといふような場合でありますとか、また実際にさうなことがあるかどうか存じませんが、刑務所の方が暮しよといふようなことで、あるいはもしない罪を買つて出るといふような場合がもしあれば、それらが該当するのであつて、他はこの適用はないと考えております。従つて別段さうに何らかの文字をつけ加えることなくして、このままで十分御心配のようないことは避けられると考えております。

○梨木委員 この点につきまして特に私が心配するのは、あまり繰返しませんが、まずこの虚偽の自白をしたといふ事実が現れておつて、虚偽の自白といふものが客観的に出て来まして、こういう虚偽の自白があると、これは捜査を誤らせる目的だつたといふふうな結びつけられるので、非常に心配するわけなのであります。この点については審判、あるいは捜査を誤らせる目的がなければよいのだといふ事柄で救われそうですが、この点が実際の運用の面で非常に心配になるものであります。これは運用の面からいつてもこの点について十分の配慮をされるよう希望しておきます。

それから同じ條文の第二項であります。一個の裁判によつて、併合罪の一部について無罪の言い渡しを受けても、他の部分については有罪の言い渡しを受けた場合、こういう場合には裁判

所の裁量で補償しなくてもよろしいといふようなことになつておるのであります。この「健全な裁量により」といふようなことで、併合罪の場合に非常に補償の適用を受けることが少くないとはいふかといふことをおそれるのであります。特に起訴の場合に、検察官の方がいろいろと網を張つてたくさん條文を書いてある。そういう場合におきましては、これによつてその一部が無罪になつても、それによつて補償を受けることが非常に困難になりはしないかといふことをおそれるのであります。こういう点についての政府の用意を伺ひたいと思ひます。これは必ず併合罪の場合には、一部が無罪になれば、その分については必ず補償する。こういうふうにした方が、刑事補償法の目的が十分達成できるのであつて、併合罪の場合には、一部分が無罪になつた場合は、これはしなくてもよろしいといふことでやつて行くと、よろしいの方が原則になつてしまつて、補償が受けられないようなことが非常に多く出て来はしないかとおそれます。

○高橋(一)政府委員 併合罪の一部無罪になつたような場合についての御質問であります。そのような場合には、たとえば窃盗罪と詐欺罪とで起訴されておりました。窃盗罪で勾留されておる、そして窃盗罪の方は有罪になつたが、詐欺罪の方が無罪になつたといふような場合でありますとか、あるいは勾留の理由となつた窃盗の方は無罪になつて、そうでない詐欺罪の方が

第一類 第四号 法務委員会議録第十四号 昭和二十四年十一月二十九日

有罪になつたという場合もありましうし、いろいろの場合が考えられると思うのですが、勾留の理由となつた窃盗罪の方が無罪になつて、別の詐欺罪の方が有罪になつたという場合でありまして、窃盗罪で勾留しておつたからあらためて詐欺では勾留しない。もしも窃盗罪で勾留ということが行われてなかつたならば、詐欺罪の方ではあらためて勾留をしたであらう。しかもその詐欺罪についても有罪になつたという場合も、むろん含まれるわけなのであります。それでいろいろの場合を含んでおりますので、画一的にこれを規定することを避けまして、裁判所の健全なる裁量におまかせするほかはない。裁判所の裁量というものを信用して、こういうふうな規定の体裁になつたわけでありまして、運用につきましても、当然裁判所において慎重な考慮を拂われるものと思つてあります。

○梨木委員 これを少しつづ込んで伺いたい。これはもう少し設例的に説明していただきたいのですが、補償する場合と補償しない場合とは、ちよつと例でおつしやつてもらえば、どういふような場合には補償するし、どういふような場合には補償しないということになるのでしょうか。私はこういうふうなうまいこと書いておりますが、実際の併合罪の場合には、刑事補償がもたらえないのではないかとこのことをおそれるのであります。この点を伺います。

○高橋(一)政府委員 たとえば併合罪の起訴事実中、非常にかんじんの部分が無罪になりまして、一部分だけが有罪になつた。ところがその有罪になつ

た部分だけならば、通常わざ／＼身柄を拘束してまで調べるようなことはないうような場合などには、補償をすべきものであるというふうに考えます。またその反対に、一部無罪になつたけれども、有罪になつた部分について十分勾留を受ける程度のものであるというふうな場合におきましては、これは刑事補償を受けることができないか、あるいは受けましても、金額が減額されるというふうになるだろうと思つております。大体そういうふうな考え方でこれはつくられておりますので、御了承を願ひたいと思ひます。

○梨木委員 そうすると、この点がよくわからないので伺ひたいのですが、こういう併合罪の場合、併合罪の一部について無罪の判決を受けた被告人は、客観的には刑事補償の請求権はあるのですか、ないのですか。あるにはあるのだから、この点については、たとえば刑事補償法全体を見ますと、裁判所の刑事補償の決定というものは、大体客観的にきまつてゐるものゝ確定するといふようなものだと思うのであります。その場合は少し違つて来はしないかと思つたのですが、その辺の理論と言ひますか、そういうものを少し掘り下げて伺ひたいと思ひます。

○高橋(一)政府委員 御意見のようによ、私も請求権の有無は客観的にきまつておりまして、裁判所はただそれを発見し宣言するのであるといふふうにご了解しておるのであります。ただそれが具体的な場合によつて、主従の程度がありますので、このような表現を用ひたのであつて、第一号の場合も同じであります。要するに請求権が実質上ないと認められる場合でなければ、補償しないといふことはできない

が、補償しないといふことはできないといふふうにご考慮しておるわけですが、第四條は石川さんからも繰返し繰返し質問もあり、相当質疑が盡されてゐるようには思ひますが、どうも一日最低二百円といふことは少な過ぎると思つておられます。少くとも私は最低五百円ぐらいにして、最高はきめない方がよろしいといふふうに考へるのであります。最高は——これは精神的並びに物質的な補償なのでありますから、その精神的なり物質的な補償の限度といふものは、具体的な事案について決定したらよろしいのであります。最低額だけをきめて、最高額はきめない方が適當だといふふうに考へるのですが、これをもう一度伺ひたいと思ひます。

○高橋(一)政府委員 最低額をきめて、最高額の方を特にきめないといふことになりまして、裁判所の方として、どのくらいを標準として補償金額を決定すべきかといふ標準を見失ふことになりはしないかといふふうに考へるわけでありまして、刑事補償は国家賠償や、あるいは民法上の損害賠償と違ひまして、一方が他方に損害を與えたので、その賠償をする、それから故意過失があつて、それを前提として損害賠償責任を負う、その場合の損害賠償といふものは、たとえば原状回復の程度であるといふようなふうになつておるようでありまして、これをただちに故意過失のない刑事補償の場合に持つて参りますことはいかがかといふふうにご考へておるわけでありまして、刑事補償はそれとは違ひまして、お互ひに對立するものの間の故意過失を前提と

する損害賠償ではございませんで、同じく損害の補填とは申しますけれども、結局は国民のうちのある一人が、裁判所あるいは検察庁のかかり合ひになつて、拘禁を受けた後に無罪になつた、それに対してその者だけがその損害を負担しつづかなしになるか、あるいは国民全部が出し合つてこれを補償するかどうかといふ問題でありまして、それにはやはり損害の額なども一定の範囲を定めまして、これを定型化して、大体の場合をカバーし得るような限度で金額を定めることが、最も適當ではないかといふふうに考へた次第であります。

○梨木委員 次にこれと同じ質問になるかも知れませんが、死刑の場合には五十万円以内になつておりますが、それは今の御答弁で、どうしてもいふ／＼な点から一応わくをきめておかなければならないといふようなお話なんでありまして、この死刑の場合の五十万円という感じが受けるのであります。こういう点について当局の御見解を伺ひたい。

○高橋(一)政府委員 五十万円では少な過ぎるではないかという御趣旨であります。金額の点は、二百円ないし四百円といふ金額もさうであります。何らかの数字的な計算によりまして、幾らといふふうに出て来るもので、決してないのではありません。われ／＼いふ／＼なデータを集めてみましたけれども、そういうことから結論は引出せないで、結局常識による達観といふことできめて参らなければならぬと思つておるわけでありまして、五十万円といふ金額も、たとえば故意過失に基

ところの損害賠償の場合などについて、一般にたとへば七十万円とかいつたような例も聞くのでありますけれども、これは故意過失を前提とはいはしておりません。そういうような関係から、まず五十万円といふことであればよろしいのではないかと、もしあやまつた死刑の執行といふことが、実は公務員の故意過失に基くものであるといふような場合はきわめて恐るべき事例であります。さうなことは万に一つもあつてはならないわけでありまして、かような場合は、国家賠償法の適用によつて十分の損害の填補を受けるわけでありまして、刑事補償法の適用の場合は、それではカバーできない場合について規定でありまして、私どもといたしましては、大体五十万円といふことで押えればなお多少のプラスもございまして、よろしいのではないかと、いふ／＼に考へたわけでありまして、なおこれにつきましても最低限を切る方が、二百円ないし四百円といふこととつり合うのではないかと、御疑問も当然起ると思つておりますが、同じく達観と申しましても、最低限を何ほどにきめるかといふことについて、どうもびつたりした考へが、浮びまぜんの、こういう例はきわめてまれな事例であります。これらの場合には裁判所もおそらく非常に真剣になつてお考へになることだと思ひます。従ひましてその辺は裁判所の御判断にまかせて、決してこの刑事補償の本質を無視するやうな結果にはなると考へておる次第であります。

○梨木委員 この第十四條で、補償の請求の事由があるときは、補償の決定をしなければならぬ、この補償の決

定をいつまでも延ばされては困るわけ
であります。これには一箇月以内だ
とか、あるいは二週間以内に決定しな
ければならぬというふうな、一つの期
限の制約をつけておかなければ、これ
をだら／＼延ばされたのでは、實際補
償を受ける人にとつて、せつかく受け
ても非常にその受取る効果が薄いよう
な結果になると思ふのであります。特
に最近の裁判所の事務の非常な停滞ぶ
りから見まして、この点について何か
期限のわくをつけることを考慮する必
要があると思ふのであります。この
点いかがですか。

○高橋(一)政府委員 裁判所の審理が
遅れましては、同じ金額の補償を受け
ても、本人の受ける感じはよほど違ふ
と思ふのであります。その点まことに
ごもつともであると思ふのでありま
す。ただ私も、この刑事補償法案を
立案する際には、まずできるだけ簡
単な手続で、早く補償金が渡るよう
に、先ほど来も問題になりました金額
の定型化というものは、その一つの現
われであります。それから故意過失の
立証を要しませんから、これはよほど
審理が簡単になります。また先ほどお
尋ねの除外する理由というところが、非
常に明確に制限されておりますから、
この点におきましても、審理は決して
複雑化したしません。そういう関係
で、特に裁判所の審理を制限するよう
な規定を設けませんが、この刑事補
償の運用は、決してそうだら／＼遅延
するようないことは、事柄の性質上から
いつてもないのではないかと。そういう
点では元ありました刑事訴訟法に附帯
する私訴といつたような働きをねらつ

ておるわけでありまして。

○梨木委員 それではこの立案者とし
まして、一体こういう請求があつた場
合には、どれくらいの期間内に決定が
できるという見通し、また運用でどの
程度の期間内に決定が下ることを期待
しておるのですか、こういう点を伺い
ます。

○高橋(一)政府委員 これは實際裁判
所のなさることでありまして、その点
は推測になることでありまして、それ
も、大体これを立案してあります。こ
の手続でやるとどのくらいかかるだ
ろうかということになると、要するに
無罪の裁判があつた裁判所に請求す
ることもありますし、十日もあれば通
常はやれるのではなからうかと考へて
おります。

○梨木委員 最後にもう一点伺いま
す。十九條に、第十六條の決定に對し
ては、即時抗告ができることになつてお
ります。その決定をしたのが高等裁判
所の場合には、さらにその高等裁判所
の申立てをするのができるという
異議の申立てをするのができるとい
うようになつて、最高裁へ即時抗告す
るという規定の建前にはなつておらな
いのであります。こうなると高等裁判
所の場合には、さらに上級の裁判所の
判断を受ける機会が奪われておるよう
に私は思ふのですが、この点はやはり
最高裁判所へ即時抗告ができるように
することが、同じ高等裁判所の申立て
に對して、その裁判所へ異議の申立て
をするというふうなことでは、やはり
第一項において即時抗告の規定を設け
た趣旨からいつても、非常に不合理で
あると思ひますし、特に高等裁判所の
裁判に對して不服がある場合には、最
高裁判所が判断することこそが、その

人に対して最も納得と親切な方法を講
じさせるゆゑなんだと思ふのですが、こ
の点を伺ひます。

○高橋(一)政府委員 この点は要する
に刑訴の一般原則に従つたものでござ
います。裁判所法で特に規定のあるも
の以外には、最高裁判所に特別抗告が
できないことになつておりますので、
この間の原則に従つて、このような定
めにしたわけでありまして。

○武藤(嘉)委員 私はただいま上程さ
れております刑事補償法について希
望を申し上げたいと思ひます。

私は本案に賛成するものではありません
が、この不拘束であれば全然補償
をしなくてもいいところ、私は
は多少疑問を持つておりますので、
御意見を伺ひたいと思ひます。それは
実は岐阜県に起りました知事並びに土
木部長等に対してする事件であります
が、この事件によつて被告四名が受
けたところの有形無形の損害は非
常に大きいのであります。幸ひにして
これは第一審において無罪の判決を得
まして被告は非常に喜んでおります
し、裁判所、検事局に對して何らの悪
感情を抱いていないのではあります
が、私として申し上げるならば、
不拘束であれば全然補償しないでもい
いというところのどこかに矛盾がある例
を申し上げたいと思ふのであります。
すなわち不拘束であれば、いつまで
裁判がかかっても、またいかに金がか
かつてもかまわない。こういうことで
ありますと、検事がやもすれば権力
を濫用して、いわゆる検事ファショと
いうことが起る可能性がありはしない
か、これをチェックする意味におきま
して、私はある程度事情を勘案いたし

まして、ことに被告その他が受けまし
たところの物質上の損害並びに得べか
りしところのいろ／＼の精神的並びに
物質的の利益を考えまして、不拘束の
場合であれば、すべてさしつかえない
のだ、補償は全然しないのだというこ
とについては幾分不安があるのであり
ます。ことにこの事件につきまして
は、ここに雑誌を持つておるのであり
ます。これが新聞記者諸君の間で
はよくわかつておることであると思
ひますが、被告の知事と起訴いたしま
したところの検事との間におきまし

て、その問題の発生する前から個人的
な感情、私怨的なものがあるとか新聞
がうたつており、雑誌が書いておるの
みならず、何がゆゑにその検事は、起
訴するとなつておるのか、私はここに疑問
があるものであります。かような点から
考へまして、私はドイツにあるとか聞
いておるのであります。私は列席
の委員と違つて、弁護士でも法律家で
もないので、常識論であります。か
ら、間違つておるかも知れませんが、
ドイツには裁判所において無罪の
判決を受けるならば、同時にある程度
の補償額をきめて、裁判所が拂ふこと
を指定するとか聞いておるのです。私
はこれらの見地では、資力があればど
こまでも裁判を闘ふことができ、ある
いは無罪になることもできる。しかし
がらもし資力がなかつたならば、ただ
いま申しました事件でも、あるいは勝
ち得なかつたかも知れない、無罪にな
らないで有罪になつたかも知れない。か
ようなことを考へますと、私ははいわ
ゆる検事が無責任とは申しませんが、
これは法理論の違ひであるかも知る

ませんが、これらを軽卒に起訴しない
ために、場合によつては不拘束のもの
をも補償していただきたいことを希望
するものであります。

○高橋(一)政府委員 武藤さんの今お
つしやいました岐阜の事件は、私もよ
く存じております。すでに無罪に確定
したはずでございますが、たしかにお
氣の毒に存するわけであります。今御
意見のありました抑留拘禁された場合
に限らず、起訴されて無罪になつたと
いうような場合には、それ相當に名譽
の上からも、それから精神上の苦痛、
心労というやうなことからあるいは
経済的にも打撃を受けるのであるが、
そういう場合についてはやはり補償を
した方がよいのではないかと、またそ
うすることが、検察官の行き過ぎを正
する道ではないかと、この御趣旨であ
ります。まことにごもつともなのであ
ります。ただ今日におきましては、起
訴されれば、何か罪人扱いにするとい
うやうな傾向が相當にまだ實際に残
ておりますことが、一層そういうこと
を感じさせるのであらうかと思ふので
あります。もう一つは検察官が起訴
したとして、それが百パーセント有罪
になると、それが百パーセント有罪
としてとうてい望み得ないことではな
いかというふうな考へるのでありま
す。もし検察官がそのようなことを非
常に考へて参りますと、結局は起訴す
ることが心配になつて、疑問のあると
ころはすべて不起訴にしてしまふ。そ
うして公開の裁判所で、たとえば重要
なる法律問題なんかをきめることを購
躍するといふやうなことになるまし
て、また道な弊害がそこに伴つて起
るやうに考へられるのであります。今

日新たにできております。檢察審査の制度などが、やはりそういう弊害を是正するために、不起訴の事件について審査の請求を認めておるものであると了解しておるのではありません。もう一つは抑留、拘禁以外の場合に補償を押し広げますと、その程度をいかなる程度までやるかという問題でございます。いまが、いわゆる財政上も相当の支出になりますと考へるのであります。もちろん財政上の支出の困難というのを理由に、人権の保障をないがしろにしてよろしいというわけではございませんが、ただこの刑事補償というものは、先ほど申し上げたと思うのであります。が、故意過失で損害をだれかに與へたものに對して、こちらからこちらに損害を補償するということではなくて、結局は国民自身にもどつて来ることな

きますものが、本法において補償の請求をした。そして補償を受けた後に、故意、過失を前提として国家賠償法による請求ができる。これが御趣旨だと存するのだが、この点は御異議がないでしょうか。

○高橋(一)政府委員 まつたくその通りに考へております。

○石川委員 それではあとで國家を相手に國家賠償法によつて訴えを提起いたしました場合には、本法第四條第二項によつて、補償金を支拂いますときに、故意過失の心事がなかつた、故意過失というものは全然考へなかつたというところにおいて、あとの國家賠償法による賠償をやつてくださるのだと思ひますが、そう考へてさしつかへありませんか。

○高橋(一)政府委員 ただいまの点は、私は結論においてそう違ひないと思ひますけれども、國家賠償の請求を受けた場合において、裁判所の方では、故意過失の点を十分考慮して、刑事補償の方に無関係に、一体幾ら賠償すべきものであるかということをお考へになると思ひます。さうしてたとへば一定の金額が出て参りますと、その中で刑事補償の方で幾ら受けてゐるか、たとえば一日平均して二百円三〇の補償を國家賠償をすべき事案である。ところが刑事補償の方ではすでに四百円から損害が補填されてゐたという場合には、差額の二百円を國家賠償の手續の上で認める。その場合に刑事補償で認めた四百円の中に、公務員の故意過失が考慮されてゐるのかは問題にならないのではないかと考へるのであります。その故意過失の部分に對して幾らかということ

の計算ではなくして、今申し上げたような計算方法をやるだろうと考へるのでございます。

○石川委員 そういうお考へであれば、あとで出て参ります國家賠償法に基く請求が、全然第四條第二項のこれには拘束されるものではない、こうお聞きしてよろしいでしょうか。

○高橋(一)政府委員 同じ損害に對して、二重に損害を受けたいという点において交渉があるだけでありまして、それ以外にこの國家賠償の場合には、何らこれの拘束は受けないと考へるのではありません。同じ損害に對して二重の損害を受けたからと言つて、差引かれることは差引かれると思ひます。

○石川委員 この故意過失の文字に結局入つたのでありますから、どうしても吟味しなければならなくなつたのですが、ここに故意あるいは過失と書いてみたけれども、これは書かないでも同じことだといふふうに解されませんか。さうしないといふ首尾一貫しないようです。これは請求権者の利害に非常に關係しますから、御見解を承つておきたい。

○高橋(一)政府委員 結局同じだろうと私は存じます。

○石川委員 もう一つ、第三項の前段をお読み願ひます。「死刑の執行による補償においては、五十万円以内で裁判所の相当と認める額の補償金を交付する。今度は但書に参りました「本人の死亡によつて現に生じた財産上の損失額が証明された場合には、補償金の額は、その損失額に五十万円を加算した額の範囲内とする。」とあります。そこで財産が幾らでも死んだことによつて損失があつたことを証明しますれば、五十万円とその金額とは加算になるのではありません。ところが財産上の損失があつたという証明がされなければ、五十万円以内となるのであります。ゆゑに前段の五十万円以内の意味は、結局は五十万円というものを意味するものではないといふに解されますので、死刑の場合には五十万円を補償すべきものとの御趣旨によつての立案であらうと思ひます。さうしないと、前段と後段とは少しつり合ひがとれない点があると思ひます。

○高橋(一)政府委員 死刑の場合には、五十万円以内ということになつておられますと、おそらく五十万円あるいはそれに近い金額が多分決定されると思ひます。實際問題として、裁判所の問題になつてみなければ申し上げかねるわけでありまして、五十万円になつてしまふのではないかと考へます。

○石川委員 その点明らかになりましたから、私はこれで打ち切ります。

○大西(正)委員 私出張でこの前出席いたしましたので、あるいは他の方から御質問があつたかも知れませんが、ありませんでしたら、第三條の字句の解釈であります。第三條の一項の「本人が、捜査又は審判を誤らせる目的で」云々とありますが、この「捜査又は審判を誤らせる目的で」といふのは、どういふ意味であるか、すなわち捜査または審判を誤らせる認識があればいいのか、それとも願望が必要であるのかどうか、この点お答え願ひたい。

○高橋(一)政府委員 これは單に認識程度では不十分であると考へます。特に故意がなければならぬ。従つて先ほど申し上げたのですが、これに該当する場合は非常に少いといふことになる。親分の罪を自分が背負つたとか、あるいは刑務所志願で、あるいはない罪を着て行くとかいふ、特別な場合といふふうにこれを考へるわけであります。

○大西(正)委員 言葉の争いになります。が、故意があればいいといふ点になりますと、故意の解釈になります。が、故意はつまり認識があればいいか、今までの学説、判例だろうと思ひます。その点どういふふうになりますか。

○高橋(一)政府委員 失礼いたしました。故意といふよりは、むしろ目的と御了解願ひたいと思ひます。單に「虚偽の自白を」といふふうに、たとへば認識とか何となく程度でありましたら、虚偽の自白を」といふことだけで、もう同じじやないかといふふうになるのであります。特にそれに對して「捜査または審判を誤らせる目的で、」の目的という文字を、ここに制限的に加えたわけであります。

○花村委員 ほかには御質問はありませんか。御質問がなければ、質疑はこれにて終了いたしました。

○角田委員 刑事補償法案の一部を次のように修正いたします。

1 第一條より第二十四條まで、各條に順次次のような見出しを加える。(第一條(補償の要件))

第二條(相続人による補償の請求)
第三條(補償をしないことができる場合)
第四條(補償の内容)
第五條(損害賠償との関係)
第六條(管轄裁判所)
第七條(補償請求の期間)
第八條(相続人の疎明)
第九條(代理人による補償の請求)
第十條(同順位相続人の補償の請求)
第十一條(同順位相続人に対する通知)
第十二條(同順位相続人の補償請求の取消)
第十三條(補償請求の取消の効果)
第十四條(補償請求に対する裁判)
第十五條(補償請求却下の決定)
第十六條(補償又は請求棄却の決定)
第十七條(同順位相続人に対する決定の効果)
第十八條(補償請求手続の中断及び受継)
第十九條(即時抗告又は異議の申立)
第二十條(補償拂渡の請求)
第二十一條(補償拂渡の効果)
第二十二條(請求権の譲渡及び差押の禁止)
第二十三條(準用規定)
第二十四條(補償決定の公示)

第二項に、同條第二項中「うべきであつた利益」を得るはずであつた利益に改め、同條第三項中「現に」を削り、同條第六項を次のように改める。

6 没収の執行による補償において、没収物がまだ処分されていなく、その物を返付し、すでに処分されているときはその物の時価に等しい額の補償金を交付し、また、徴

收した追徴金についてはその額にこれに対する徴収の日の翌日から補償の決定の日までの期間に応じ年五分の割合による金額を加算した額に等しい補償金を交付する。
3 第五條を同條第二項とし同條第一項及び第三項として次の二項を加える。
この法律は、補償を受けるべき者が国家賠償法(昭和二十三年法律第百二十五号)その他の法律の定めるところにより損害賠償を請求することを妨げない。
3 他の法律によつて損害賠償を受けるべき者が同一の原因によつてこの法律によつて補償を受けた場合には、その補償金の額を差し引いて損害賠償の額を定めなければならない。

4 第十五條中「請求を却下」を「請求を却下する決定を」に改める。
5 第十六條中「請求を棄却」を「請求を棄却する決定を」に改める。
6 第二十二條中「譲り渡すことができない。」を「これを譲り渡し、または差し押さへることができない。」に改める。

7 第二十四條第四項中「第五條を」を「第五條第二項」に改める。
8 附則第一項中「第五條」を「第五條第二項」に、第四項中「三箇月」を「一年」に、第六項中「第五條」を「第五條第二項」に改める。

以上の通り修正をするものでありますが、第一に申し上げたいことは、條文に見出しをつけることが、最近の法律のほとんどすべてがさうになつておりますので、これは一般民衆にわかりいいためさうに改める方が適

当と思うのであります。
第二に刑事補償請求権は譲渡を禁止しただけでなく、差押えについてもこれを禁止することにしたのであります。これはこの権利が売買譲渡の適当でないとするばかりでなく、恩給権と同じように、債権者に差押えされないようにする方がほんとうの保護になる。こういうところから差押えをも禁止することにしたのであります。

第三には、刑事補償請求権は、新憲法施行後この法律施行前に無罪になつたものについては、これを本法施行後三箇月ではなく、一年といたしました。て、冤罪に泣く人々をこの際補償することがまことに適當であらうと考えております。
第四には、刑事補償と国家賠償との関係につきまして、二つの法律関係より損害賠償を請求した場合の調節規定を第三項に入れたのであります。
その他の條文につきましては、用語の訂正、條文の繰上げ等でありまして、何とぞ皆さんの御賛成をお願いいたします。以上簡単に修正の理由を御説明申し上げました。

○花村委員長 これより原案並びに修正案につき討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。佐瀬昌三君。
○佐瀬委員 私は民主自由党を代表いたします。本案に対する討論をいたします。
さきに刑事補償法が制定されてから、相当その成績見るべきものがあつたのであります。ここに再び憲法四十條の精神を徹底せしめるために、刑事補償法が新たな内容をもつて提案されて来たのは、まことに當然のことと

存するのであります。内容的に申し上げるならば、その提案の趣旨に基いて、國家の刑事被告人に対する補償の範圍を拡大し、また補償の金額を引上げて、個人の基本的人權の保障に余きを期せんとするものでありまして、その精神はまことに近代の法律思想に合致し、何人も異論のないところであります。國家賠償法が他方にありますけれども、その法律は本法案によつて何らその機能を増進するものでなくして、両々相まつてますますその立法の目的を達することは、私も疑いがないのであります。特に刑事補償法が簡便な手続で、かつ迅速に個人に対する補償を得せしめるという点にその特色があるのであります。その特色、性格は十分發揮されなければならぬのであります。翻つてこの改正の内容から見ますと、その補償の範圍の拡大においては、原案は必ずしも私どもの満足するところではなかつたのでありますけれども、現在の刑事訴訟法の円滑な遂行、あるいは警察権、檢察權、裁判權の適正な行使をばむようになるといふような結果は、われわれ公的な立場から厳に戒めなければならぬのであります。またそれと同時に、無制限に賠償し、補償を認めるということは、現在の日本の財政の困難な時代におきましては、これもまた遺憾ながら許されないのであります。さうな点を勘案いたしますと、現段階においては、この補償の範圍をもつて一応満足しなければならぬのであります。しかし將來刑事訴訟法の運用の實際いかによりましては、私もまたは国会として、再びその改正を考えなければならぬと思つております。補

償の金額その他の点については、大體政府の提案理由に明らかにされたように、またたけい修正案が提案され、その理由の説明がありましたように、それらを総合いたしますならば、これは當然のことであらうと私も認めざるを得ないのであります。ただその實際の運用はすべて裁判所にかかつております。その金額の範圍の決定、あるいはしばしばここで問題になりましたように、併合罪その他の關係においていかに処理するか、また國家賠償法との調整を運用上いかにすべきかといううな点においては、裁判所の適正な具體的な妥當性に合つた解釈と裁決にまかななければならぬ点が多々存するのであります。私もそれはさういふ点は、將來裁判官の良識ある裁量を期待いたしまして、さきに申し上げましたように、一応この際はこの程度原案及び修正案をもつて満足すべきものであるといふような見地に立ちまして、簡單でありますけれども、本法案に賛成の意を表する次第であります。

○石川委員 社会党を代表いたします。簡單に申し上げます。まず各党共同提案になります修正案に対しては、賛成いたします。修正せられなかつたその他の原案に対して、これまた賛成いたします。この場合申し上げたいと存じますことは、第一條の補償をなすことができる場合、第二條の補償の要件、第四條の補償の内容、さらに進んで請求の手続がなお簡單にできまうように修正したいものであると思つておつたのであります。しかしこれらは近い將來の改正に期しまして、

目下の事情は、本法の成立をすみやかにすることが国民の利益であると存じましたので、修正せられざる部分は原案に賛成するものであります。なお本案を通過せざるにあつて、裁判所の良識ある裁量が非常に重大なことであり、これを裁判断に強く期待しておきたいと存じまして、賛成いたします。

○花村委員長 梨木作次郎君。

○梨木委員 日本共産党を代表いたしました。ただいま上程になつております刑事補償法の修正案並びに修正案を除く原案に賛成いたします。私はこの法案の審議の過程におきまして、刑事補償の範囲をもつと拡大しなければならぬという点と、それから補償の金額が少な過ぎるということ、手續がいささかめんどうであるということ、この三点について不満を持つておつたのであります。この点はわれわれの希望がいられないままになつておるのであります。さらばといつて現行の刑事補償法から言へば、相当進歩した内容を持つておりますので、近い将来われわれの希望するように本法案が改正せられることを期待して、本法案に賛成するものであります。

特に希望しておきたい点は、現在問題になつております裁判におきまして、特に公訴棄却の判決や、あるいは決定、こういう場合におきまして、長い間勾留されておつても、これが本法案の対象となつて救済を受けることができないのであります。今後これら公訴棄却の判決の決定というものがほとんど出て来る可能性が非常に強いのであります。この点は委員全部の希望で

修正が期待されておつたのであります。遺憾ながらこれが通らなかつた關係上、現在の法案に満足せざるを得なかつたわけでありまして、これらの点を近い将来改正されることを期待いたしまして、本法案に賛成するものであります。

○花村委員長 大西正男君。

○大西(正)委員 私は民主党を代表いたします。本案の修正案に賛成し、またそれを除く原案に賛成の意を表するものであります。

新憲法が実施されましたそのときから、すでに刑事補償法の全面的なる改正といふことは喫緊の要事であつたと考えるのであります。今日ここに討論の段階に至りましたことを幸いとするものであります。しかしながら本案に對しましては、もちろん私も国民の立場から考えまして、決してこれが満足すべき法案であるとは考えておりません。その例は一にして盡きないと思つております。補償の要件にいたしましても、またその内容にいたしましても、その他の諸点について、われわれとしては大いなる希望と意見があるものであります。本案は、いわば憲法が表わしておりますところの表面的な刑事訴訟法の精神を、最小限度に充したものに過ぎないと思つておるのであります。この点につきましては、他の討論者も申されましたように、将来の改正といふことに希望を持ちたいと存じます。また本法律案が通過いたしました際には、その後の裁判所における良識ある運営といった面につきまして、他の討論者も申されたような希望を私も強く持つておるのであります。

以上申し上げまして、現在の段階として、財政上その他諸般の点を考慮いたしました結果、この程度において本案に對しまして賛成をいたすものであります。

○花村委員長 討論はこれにて終局いたしました。これより採決に入りま

す。念のため採決の順序を申し上げます。採決はまず修正案について行

次、修正部分を除いた原案について行

いますから、さう御了承願ひます。

修正案に賛成の方の御起立を求めま

す。

〔議員起立〕

○花村委員長 起立議員。よつて修正

案は可決いたしました。

次に修正部分を除いた原案について

賛成の方の御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○花村委員長 起立議員。よつて本案

は全会一致をもつて修正案通り修正議

決いたしました。

衆議院規則第八十六條によります本

案に関する委員会報告書の作成に關し

ては、委員長に御一任をお願い申し上

げます。

○花村委員長 この際武生裁判所及び

檢察庁火災事件に関する委員派遣の報

告を求めます。田嶋好文君。

○田嶋(好)委員 先般国会の承認を得

まして、われわれ国会議員は武生の裁

判所並びに檢察庁に起りました放火事

件の調査に参つたのであります。その

調査につきまして、ただいまから報告

をさせていただきます。

福井地方裁判所並びに同檢察庁武生

支部庁舎の火災及び公判記録等重要書

類の焼失は、武田太平及び伊原忠成こ

と伊聖熙等十数名の暴力破壊を好む分

子、及びもと朝鮮連盟構成員が、審理

処罰を免がれんがためになしたと認め

られますところの大胆不敵な集団的、

計画的放火であつたのであります。こ

れはわが国司法史上まつたく前代未聞

の事件であります。

今その遠因をたどつてみますと、元

來福井県人は、北陸の他県人に比べま

して気が荒いと言われております。そ

うして名古屋高等裁判所管内におきま

しても、従來難事件の一番多い県とさ

れてゐるのであります。終戦後にお

いては特にこうした場合がひどくなつ

たやうであります。博徒、的屋等の暴

力団の数もたいへん多いのであります

で、十七個団体を数えることができま

す。そうして人員は五百名になん

といたしておるのであります。その

うちの半数以上は子分三十名以上を持

つた有力な暴力団体といふことになつ

ております。なかんずく津一家は子分

三十二名、坂本組は子分百七十名、橋

一家、子分四十四名等は、県下におき

ましてその名をうたわれしました朝鮮

連盟であつたのであります。武生市

におきましては、木下繁といふ屋の

親分がおります。これは子分を四十

人以上も持つておるといふことであり

ます。現在市会議員をいたしておりま

す。その輩下における和田善次こと和田

吉春といふのは博徒の親分でありまし

て、子分を三十名くらい持つておるの

であります。木下は相撲勸進元である

府中山五代目といふのを自分は退い

て、この和田善次こと和田吉春に六代

目を襲明しておるのであります。

また武生市会においては、まこと

に遺憾なことではありますが、武生市会

の定員三十名の中で、半数以上が前科

者である。また市内の不良暴力分子

は、これらの市会議員と緊密な接触を

保つており、市政について常に関與い

たした状態があるのであります。ま

ことに武生市は暴力の町とも言つてい

い町となつてゐるのであります。これ

に對して警察の整備状況はどうかと申

しますと、国警の地区署が八つありま

す。そうして自治警が十七あつて、自

治警、国警あわせて二十五になるので

あります。その定員がわずかに八百

三十二名といふ少数の状態でありま

す。また警察のこの状態に對して、朝

鮮人の県内居住者は何人かと申しま

す、福井県内に男二千七百三十四名、

女四千三百六十九名おるのであります

で、これらの朝鮮人はほとんどやみ買

いやみ商売といふことで生活を営んで

おるやうであります。福井市において

は、朝鮮人は男が六百七十八名、女が

五百二十二名、合計千二百名、居住い

たしてあります。今回問題の起りました

武生市には、三万の都市に二百八名

の朝鮮人が居住いたしてあります。こ

の数は男が百三十六名、女が七十二

名といふことになつておるのでありま

す。

こういう状態からいたしましたして、こ

れらの分子がどういふ活動をしておつ

たかといふことを申し上げてみます

と、まず市政關係は、現在民主自由党

の系統と稱するところの人が市長に就

任をいたしてゐるのであります。こ

の市長の派に對する反市長派というの

は、現在の民主党の立場に屬する方々

によつて構成をせられておるやうであ

ります。なおそこには共産党の支部、

社会党の支部等もあるやうであります

が、市政は主として市長派、反市長派

によつて運営をされているようであります。市会の方野は、先ほども申し上げたように、三十名の構成員であるのでありますが、この中で半数がほとんど前科者であるという様な形であり、反市長派は現在民主倶楽部というものを構成いたしておるのであります。この反市長派を牛耳つておられますところの高木政二という者は、民主系であります。前科数犯を持ち、なお市会議員として選任せられる直前には、前科の裁判をのがれるために遂に逃走いたしました。その犯罪を時効によつて消滅させ、帰つて来て市会に當選したというような閑歴を持つた親分であります。なお、市長派といたしましては、先ほど申し上げましたように、賭博の屋の親分でありまして、ろの、子分を四十名も持つ木下繁というのが市長派の大幹部として牛耳つておるのであります。その下には、木下繁の府中山六代目を襲名いたしました和田善次というのが、院外団的存在といたしまして、やはり市政に關與しておるようであります。こういうような状態が市庁内に見られるのであります。

次に市の警察、つまり市警であります。これは前市長時代と現市長時代を区分して考えなければならぬと思ひます。前市長である野邊という人は、武生市の放火がありました前日に辞表を提出いたしました。二十日に放火があつて、十九日に辞表を提出いたしました。暴力団一行とともに飲食までしておる市長であります。この前市長の野邊という人は、常に暴力団であるところの和田善次につながりを持つております。野邊市長に和田との關係を聞きますと、親から和田のめんどろを頼まれておるのだから、和田をかわいがつておるのだと陳述しております。この野邊前市長と和田の親分とは密接な關係で、まだその關係が切れないうような、まことにいまわしい關係にあるのであります。現在放火犯人としてあげられておられて、元朝鮮連盟におられて、最もきつい主張をしておつたと申します伊原忠成事伊聖照は、野邊市長とは数回にわたつて飲食を共にいたしまして、相当關係も濃いのとわれ／＼は認めて参つたのであります。こういうような關係から、市におきましては暴力団を檢舉する意思が全然なかつた。市の公安委員会において、暴力団檢舉を数次にわたつて市の警察に勧告をいたしておるのであります。公安委員会の言を市長は聞こうとせず、依然として、この暴力団を武生市にのさばらすことに協力しておつたような感じが受けられるのであります。

次に遺憾なことでありまして、檢察庁の武生支部においても、市警同様と申しませんが、まことに遺憾な点が多々あつたのであります。まず第一としましては、今年の五月ごろから十月に至る間において、公金が五十万円なくなつておるのであります。そのうちの三十八万の金は、檢察庁の庶務會計をやつておりました久野登志雄というのが、横領して、これは現在刑が確定いたしておるのであります。内部の者が横領しておるにかかわらず、六月にわたつて、しかも回数において数十回にわたつてその金を横領したと本人は言つておりますが、その数十回にわたつて横領を氣づかず、しかも外部から入つた林好親というのが、十三万三千円の公金を窃取いたしましたのであります。この窃取につきましては、探究すれば相当深いものがあるのじやないかと思つております。この林好親が入つて来て金をつた。とられて探してみても、とられた金よりもなおかつたくさんの金が足りないということがわかつて、びつくりして捜査を開始したところ、自分の内部の久野登志雄が横領しておるという事実がわかつたのであります。まことに間の抜けたと申します。か、実に緊張度の足らない遺憾な点がここに見出されるのであります。なおこの久野登志雄の公金横領が遺憾なばかりでなく、第一に今年の五月に久野登志雄が二万五千円の檢察庁の公金を横領いたしておるのであります。この横領金に対して、金がないというので相当あわてたようでありまして、金がなくなつたことを上司に報告して措置を仰ぐというやうな、檢察庁の官吏らしい態度をとることなく、公金横領という事実に対して、臭いものにつたをしようという態度を檢察庁がとつたのであります。その臭いものにつたをしようという態度をとつた結果はどうなつたかと申しますと、遂に現在の庶務課長の服部というのが、市長の派である一方の暴力団を牛耳ると称せられる木下の上にある大澤清に借金を申し込みまして、二万五千円の金を大澤清から服部が借りております。そして二万五千円の穴埋めをいたしております。大澤清はそのつながりを持つところの前市長の加藤勝安に頼みまして、この金を出して檢察庁の穴埋めをいたしました。それからさきの檢察庁と市長派とのつながりはどういうふう

うになつておつたかといふことは、皆さんの御想像におまかせいたしたいと思ひます。なおこの反市長派の高木政二というのはひんびんと檢察庁に出入りをして、副検事の中田氏が病氣入院の場合には、その入院のあつせんまでしたと言われております。こういうやうに、檢察庁においても遺憾ながら暴力団とのつながりを肯定しなければならぬやうな状態があるのであります。まことに暴力団の武生市を中心として、國家機關への浸透は恐ろしいものがあつたことをわれ／＼は想像しなければなりません。

次に裁判所の關係であります。裁判所に対しては、幸いにしてそこに駐在する伊藤という判事が温厚篤実な方であり、そうした面に対してまことにりつぱな態度をとつておるのかのごとくわれ／＼は想像せられるのであります。この人の人柄は、裁判所關係から受けることができませんでしたが、暴力団は裁判所にもその足を延ばしまして、伊聖照と和田は、伊藤判事を脅迫いたした事実が証言せられておるのであります。自分の言うことを聞かなければ、このままではおかぬからといふことを伊藤判事に申しておる事実があります。

以上が武生市を中心として見た状態でありまして、こうした状態にあつたものが、どうして今回のやうな放火にまで発展したかと申しますと、これは先ほども申し上げましたが、林好親というのが元地方事務所の職員でございまして、なか／＼頭がいいやうでありまして、窃盜の習癖がありまして、数回にわたつて窃盜いたしておるやうであります。この林好親が窃盜によつて裁判にかけられると、彼は何とかして自分の罪をのがれたいとあせり、常に裁判所においても否認を續けておつたやうであります。だれ言ふともなく、裁判所の記録をなくしてしまえば裁判ができなくなつて、結局無罪になつておることを耳にしまして、自己の犯罪に対する裁判記録の窃取を企てたのであります。遂に七月二十日には、記録六冊を裁判所の内部から盗み出して、その裁判所の内部の當時の設備はあとで申しますが、まことに不完全であつた關係上、林好親がそのすきに乘じまして、七月二十日記録六冊を盗んでおります。八月十一日にはまた記録を盗むべく入つたのであります。これは未遂に終り、遂に八月十三日には林好親は裁判所をなくして、檢察庁まで侵入して、檢察庁の公金十三万三千円を窃取いたしておるのであります。九月の四日には、同じく公金の窃取が記録の窃取が知りませんが、檢察庁に侵入いたしておるのであります。これは未遂に終つております。これが本件の放火犯の被疑者である林のやうなものであります。この林につながらるものに、やはり被疑者の武田太平といふのがあります。これは三枚新聞の社長でありまして、今恐喝罪で裁判中でありまして、この恐喝罪で裁判を受けている途中、本人非常に檢察庁や裁判所に反感を抱いておつた。そうしたきらいが見られるのであります。この武田は林といふことと關係から、放火に対しては武田と林が連絡をとつたものと認められます。なお先ほど申し上げました伊原忠成こと伊聖照といふ、元朝鮮連盟員の有力な方でありま

すが、これはやはり公務執行妨害罪で現在裁判中でありまして、同じく檢察庁や裁判所に相当な反感を抱いておつたかに見えます。武田太平和伊原とは、武田が恐喝罪で市警にあげられ、伊原が公務執行妨害罪であげられた当時、市警間において知合いの關係ができ、その後密接な交際が生じたようでありましたが、この武田太平を通じて、伊原と林との連絡がついたようでありました。また和田善次、先ほど申し上げました暴力団の親方でありまして、これと伊原とのつながりは、市会の方野において政治的な折衝をする場合に、いろいろ問題を通じて知合いになつたきらいがあるのでありますが、この和田善次の子分が裁判にかけるに至りまして、和田も子分の關係から裁判所や檢察庁に相当な反感を持つて、和田、伊原、そうして武田、林の關係性がここに生れたように思います。以上の人間は裁判所、檢察庁に反感を持つ關係から、時期があれば放火をしようと計画をいたし、いかに放火し、いかにしてその結末をつけたかを協議したように思われますが、協議の結果、裁判所、檢察庁、市警察、こうした国家机关の無能であることとを彼らは認めたようでありまして、この無能な国家机关がある以上、自分たちが放火しても、決して検挙せられることはないだろうという結論を生み、遂に今回の放火事件に到達したのではないかと、各証人の証言によつて私も裏づけをされました。こうした關係で放火が十月の二十日に決行されたが、内容につきましては、こういうような内容を持つております。

昭和二十四年の九月二十日午前五時ごろ、あらかじめ山口龍男、武田勉、これはいずれも和田の子分でありまして、この二人及び佐藤勇を擁して、同市吾妻町武生市消防署の自動車庫に在庫中の消防自動車二台の配線を取りはずして、そうして消防自動車の消火活動を妨害した上で、武田太平、山住鎮亮、澤田仁美、渡邊廣、坂井正作その他におきまして、右裁判所附近で見張りをいたしました。そうして伊原昭と林好祝、李喜雨、車東宋等におきまして、同裁判所事務室内で所定の軽油を床の上に撒布いたしまして、持ち合せのライターで点火いたし、放火いたしました。同裁判所並びに福井檢察庁武生支部、法務府武生支局の共同庁舎でありますところの、同時に裁判官伊藤泰蔵の住居に使用せる建物も全焼してしまつたのであります。林好祝はこの場合に誘導役、それから軽油をまく役等をしていたようでありまして、この軽油につきましても、普通の軽油ではなく、非常に点火が早く、一旦つけた以上必ず燃え上るといふ性質を持つた油、特殊の知能と、特殊の方面から入手したのではないかと認められるところの油が用いられているとも承つておるのであります。こういうような状態におきまして本件の事件は発生し、結末を告げたわけでありまして、

私たちが派遣委員といたしましては、この事情、状態を総合いたしました結果、こうした結論を生み出すに至りましたので、委員会の御承認を得るに至れば、まことにけつこうだと思ひます。

第一に国政の面でありまして、国政の面におきましては、武生市を中心としたしまして、あらゆる機関の内部に暴力的手段を好む分子が侵入いたしまして、国政は極度に腐敗紊亂して、その運用がまったく阻害せられておつたものと認められます。

第二に治安の問題であります。国家机关が左のような状態でありまして、機能が麻痺いたしまして、その能力を発揮することができず、治安維持上も憂慮すべきものがあつたのであります。幸いこの点は放火後の福井地方檢察庁、國警等の努力と、武生市警の人事の交替等により、漸次回復するものと認められるのであります。

第三、国家机关に欠陥がなかつたかどうかという点であります。遺憾ながら国家机关にも人員の配置、有能人の欠乏、設備の不十分等、幾多の欠陥を認めざるを得ないのであります。この点におきましては、政府といたしましても十分な施策が必要であると認めるのであります。

なお本件は、暴力的行為を好む分子と、元朝鮮連盟員の共同行為より発生した事件であるといふことは確認せられるのであります。その背後關係につきましても、單純なものとは認められないのであります。その背後關係は、裏日本に最近起りつつある裁判所、檢察庁等の放火、同未遂事件等と照し合せて、徹底的にこれを調査し、國民の前にこれが真相を明らかにする必要があるものと認めるものであります。以上報告いたします。

○花村委員長 御異議なければ、さようとはからいます。

○花村委員長 次は議員庄司一郎君より、委員外発言の申出があります。きわめて簡單のことでありまして、この際これを許したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○花村委員長 御異議なければ、発言を許します。庄司一郎君。

○庄司一郎君 ただいま委員外の不肖私に、特別の御理解をもつて発言の許可をいただきました。まことにありがとうございます。お言葉の通り、きわめて簡單に、法務委員会を通じ、法務委員の皆様並びに法務總裁等に私見を述べさせていただきます。案は、多分一昨々日本委員会の議題と相なりましたと推定されますが、仙台市關係より諸願に相なつております。仙台市大南寺山に法務府所管の少年院、名前は東北少年院となつておりますが、東北少年院を設置されることにつきまして、仙台市会はその所屬政黨派のいかに問はず、満場一致をもつて当該大南寺山に東北少年院の設置方について反対の意思を表示しているものであります。これは決してある特定の政黨とか一黨一派とかいふ問題ではありません。仙台市会が満場一致の形において決議され、すでに本院の議長あてに諸願書が出ております。この諸願の趣旨はすでにあるいはお聞きとろし上げるならば、仙台市の大南寺山というところは、仙台市に南面する廣瀬川という川の川岸にございます。これは藩主伊達正宗の二代目以下の藩代の墓地であります。そういう墓地であつたという古跡だけではなく、これは宮城縣においては水害予防林、いわゆる保安林として編入されている山でございます。仙台市を訪問される方々は、景勝の地として常につえを引くところでありまして、治山の方から言ひましても、治水の方から見ましても、觀光面から言ひましても、仙台市にはこのまゝいづゆる文化財として永遠に保存したい場所でございます。さういふ観点から、東北少年院を仙台市内に設置することは、もとより仙台市長あるいは仙台市議會は反対のは字もございせん。心の底より御協力申し上げておるのであります。従来も仙台の高検あるいは裁判所、地檢あるいはいろいろな調停關係、そういう方面、今回は特別として警察署の設置、そういう面に仙台市は従来長く、また現在も將來も心から法務府のいろいろな公官衙の設置等には御協力を申し上げて参りました。またこの後もこの方針であることは言うまでもございせん。しかるにこの大南寺山だけはぜひ御考慮願ひたい。これはごめんをこうむりたいというのがひとり大南寺山麓の数千の住民だけではないのであります。仙台市約三十七万の市民の代表である市會——市會の中には社會黨もあれば共産黨もあるものであります。その全部があげてこれに反対しておるのであります。というのは大南寺山よりも、もつと適地がある。仙台市の西北に國見山峠というのがございまして。仙台市より約二里あるいは二里半であります。大沢村というなだらかな丘陵地にいい場所が

川という川の川岸にございます。これは藩主伊達正宗の二代目以下の藩代の墓地であります。そういう墓地であつたという古跡だけではなく、これは宮城縣においては水害予防林、いわゆる保安林として編入されている山でございます。仙台市を訪問される方々は、景勝の地として常につえを引くところでありまして、治山の方から言ひましても、治水の方から見ましても、觀光面から言ひましても、仙台市にはこのまゝいづゆる文化財として永遠に保存したい場所でございます。さういふ観点から、東北少年院を仙台市内に設置することは、もとより仙台市長あるいは仙台市議會は反対のは字もございせん。心の底より御協力申し上げておるのであります。従来も仙台の高検あるいは裁判所、地檢あるいはいろいろな調停關係、そういう方面、今回は特別として警察署の設置、そういう面に仙台市は従来長く、また現在も將來も心から法務府のいろいろな公官衙の設置等には御協力を申し上げて参りました。またこの後もこの方針であることは言うまでもございせん。しかるにこの大南寺山だけはぜひ御考慮願ひたい。これはごめんをこうむりたいというのがひとり大南寺山麓の数千の住民だけではないのであります。仙台市約三十七万の市民の代表である市會——市會の中には社會黨もあれば共産黨もあるものであります。その全部があげてこれに反対しておるのであります。というのは大南寺山よりも、もつと適地がある。仙台市の西北に國見山峠というのがございまして。仙台市より約二里あるいは二里半であります。大沢村というなだらかな丘陵地にいい場所が

十何万坪ありまして、将来少年院の子供たちが農耕、開墾をやる場合にもいい場所がある。こういう場所を仙台市が御推薦を申し上げておるのであります。ただいままでも驚か沢とか、その他数箇所をこあつせん申し上げておるのですが、法務府の方の大竹とかいう技官の方は、七箇條の條件を仙台市に持ち込まれまして、大年寺山以外の土地であるならば、これ／＼の條件をいれる。この七箇條の條件を読みますと長くなりますから省略いたします。この七箇條の條件を仙台市がいれば、三十万坪の金を補充しなければならぬという結果に陥るのであります。国見山峠というせつかくのいい場所があるものでありますから、この大年寺山という景勝の地、水害予防林、いわゆる保安林のあるところだけは再検討を願ひまして、それは国見山峠その他の適地を物色されて、御建築を願ひたいという趣旨の結論でございますが、宮城県知事佐々木家壽治君も大年寺山建立には反対であります。私は一昨日会いました、保安林、水害予防林なるがゆえに、樹木を伐採して法務府が建築物を建てることには、知事として認可しないということを言明しております。仙台市会が反対し、市が反対し、県が反対である。こういう場合にしやにむに法務府が一方的に、独善的にむに建築を強行されることは、まことに司法保護の将来の大きな観点から望ましくないのではありません。私は現に法務総裁認可の財団法人仙台司法保護事業協会会長をやっておりますが、この立場から見ましても望ましくない場所である。どうかひとつ他に適当な場所を物色していただいて、仙台市の景

勝の地であり、治山治水の上からも将来とも確保しなければならぬこの場所だけは、ひとつ再検討を願ひたい。こういうことが私の発言の結論でございます。もし法務委員会にお願いができませんならば、小さな問題のようにありますが、今法務府と仙台市が正面衝突しておるような大きな問題でもございまして、でき得るならば、法務委員会で若干名の委員に御調査等もお願いできれば、まことに仙台市のためにもけつこうなことであります。仙台市は決して少年院に対して無理解で反対してはおるかひとつと御検討願ひたい。他の場所であればできるだけの御協力を惜しまない、こういうことでございまして、以上のこととはすでに皆さんの委員会に請願も出ておるのでございまして、ぜひ御採択を願ひたい。再検討をお願い申し上げます。この際なお委員長より御紹介を賜ひまして、法務総裁において御意見があるならば、参考のために伺ひを申し上げておきたい。こう考へておるのであります。

○花村委員長 政府で何か発言がありますか。

○佐藤縣政府委員 仙台は御承知のように東北の文化の中心でありますので、従来そこに少年院を設けたいという希望があつたのでありますが、なかなか適当な土地が見当りませんので、今日まで仙台には少年院が一つもないのであります。従つて宮城県で発生した不良少年は、男は福島、女は東京に一々運んでおるのであります。ところが東北から参ります子供は、やはり郷里に近い方がよいものとみえまして、東京の女の少年院、福島の男の少年院

で逃亡するのは、いずれも宮城県から来る不良少女なのであります。こういうところから考へましても、私もほんのり郷里に近いところに少年院を設けて、矯正教育を施した上、更生した不良少女をその地元にお返ししよう、こういう方針を立てて、仙台市にぜひ少年院をほしいというので、新しい少年院法ができましたから極力土地を探したのであります。これは庄司さんもあるいは御承知かもしれませんが、県及び市に連絡いたしました。その土地のあつせんをお願いしました。ただいまの国見山峠も第一の候補地として市から提供せられたのであります。その当時技官の者も向うに派遣しまして土地の状況を見ましたが、その道路は峠でありまして、なか／＼トラックの通うような峠ではなさそうでありまして、材料を運ぶように道路を直すには相当多額の費用がいるといううなことを当時市会の一部の方は申されておつたのであります。そういうような関係で、国見山峠の方は資材を運ぶのに思ふやうに行かない、つまり條件が不適当であるために、その当時やめになつたのであります。ほかに市からも一、二あつせんされたのであります。当時の責任者である矯正保護管区本部の方では、見た上でも適当でないということを御連絡申し上げることに、幾らか手違いがあつたやに市の当局から聞かれていますのであります。一方ではあれは不適当と言つたはずだ、片方では聞かないというやうな行き違ひがありまして、その点は市の当局に対してまことに申訳ないのであります。かようにしてござつて、適当な

土地がない。たゞ／＼仙台市の昔の殿様、伊達家の所有地たる問題の大年寺山を、伊達家の方では少年院の方に売つてもよろしい。それじやぜひお願いしようというので、売買契約が成立したのであります。十萬坪の土地の売買契約が成立いたしました。いよく／＼工事にとりかかるとする矢先に、地元の方から反対がございまして、これは本年の夏であります。地元の反対の声もごもつともありますので、私どもはただいま庄司さんのおつしやるように、地元の協力なくしてはかような少年保護の事業がうまく行かないということは、重々承知いたしていただいております。ですから、できるだけ地元の了解のもとに工事を進めたいということ、それで大年寺山が反対ならば、ほかに適当な土地を御心配していただけないでしょうか。市の方でも、それではあつせんしようというので、二、三箇所知らしていただきました。それはそれ／＼専門の技官が見に行きまして、どうも条件がかなわないというので、これもだめになつたのであります。そうしてしまつて、早く工事を始めなければ本年度の予算で年度内に完成することができない。ことに仙台は東北の寒いところでもありますから、日の短かい冬に工事を始めまして、なか／＼これは三月一ぱいに竣工する見込みが立ちませんので、だん／＼月の制約を受けまして、もう最後まで押し詰まつたけれども、適当な土地がないということで、先般私は県庁並びに市役所、地元の方々に御了解を求めたところ、佐々木知事は快く御了

に仙台市民が特に反対であります。は、仙台市民の風致の場所として大年寺山があるの、たゞ伊達家の所有地であるといへ、仙台市民が大年寺山をあこがれの遊覽地として保存したいというお氣持は、十分私どもは尊重しなければならぬのであります。そこでこれは知事にも申し上げたのであります。その風致地区として十萬坪のうち七萬坪を設定しよう。県庁では非常に風致地区を広げられてしまつたので、私どもとしては十萬坪を買つて、三萬坪が非風致地区で、風致地区七萬坪に手をつけられないというのでは、私どもは非常に損ではありますけれども、少年の教育のためには、山林を保存しておくということもまた教育の一助にもなりますから、それでは風致地区の七萬坪については、これは木を切れば風致も害する、あるいは治山治水にも影響あるといふことは、われ／＼しろうともよくわかりますから、それでは風致地区に手をつけない。風致地区以外の三萬坪、これは裏山になつておりました、すでに伊達家の方では三萬坪については木を切つております。裏山の三萬坪は裸山であります。この三萬坪については、一本の木を切らないでも建築ができるのであります。建ててあとに空地に木を植へまして、治山治水の補助にしようといふことを考へておりますが、はげ山になつて、風致地区の七萬坪には手をつけないから何とか御了承願ひたい。それから建築するについては、治山治水に影響のないように、専門家に設計していただこうといふことをお約束いたしましたところが、佐々木知事は快く御了

土地がない。たゞ／＼仙台市の昔の殿様、伊達家の所有地たる問題の大年寺山を、伊達家の方では少年院の方に売つてもよろしい。それじやぜひお願いしようというので、売買契約が成立したのであります。十萬坪の土地の売買契約が成立いたしました。いよく／＼工事にとりかかるとする矢先に、地元の方から反対がございまして、これは本年の夏であります。地元の反対の声もごもつともありますので、私どもはただいま庄司さんのおつしやるように、地元の協力なくしてはかような少年保護の事業がうまく行かないということは、重々承知いたしていただいております。ですから、できるだけ地元の了解のもとに工事を進めたいということ、それで大年寺山が反対ならば、ほかに適当な土地を御心配していただけないでしょうか。市の方でも、それではあつせんしようというので、二、三箇所知らしていただきました。それはそれ／＼専門の技官が見に行きまして、どうも条件がかなわないというので、これもだめになつたのであります。そうしてしまつて、早く工事を始めなければ本年度の予算で年度内に完成することができない。ことに仙台は東北の寒いところでもありますから、日の短かい冬に工事を始めまして、なか／＼これは三月一ぱいに竣工する見込みが立ちませんので、だん／＼月の制約を受けまして、もう最後まで押し詰まつたけれども、適当な土地がないということで、先般私は県庁並びに市役所、地元の方々に御了解を求めたところ、佐々木知事は快く御了

に投獄のために、ほとんど壊滅してしまつたのでありますが、裁判の結果これは無罪になつております。ところがこの逮捕状は警察におきましては、山口地方検察庁の次席検事が警察に出張しましてその場において作成したものでありますが、こういう事実を発見した。検事が自分で逮捕状をこしらへた。これは今職權濫用の嫌疑で告訴されておりますが、こういうたやうな例であります。まだ／＼たくさんありますが、大体顯著な例はそういうことであります。

不当に長期の勾留は、これは平事件におきまして、福島事件におきましても、また三鷹事件におきましても、非常に不当の勾留が長く続いておる、こういう点を指摘したいと思う。それから拷問による自白の強制。この拷問というのはぶつたり、なぐつたり、けつたり、水をぶつかれたり、これはよく戦争中に共產主義者に対してやつたことでありますが、今はそういうやうな形における拷問があるということとを、私は指摘しておるではありませんが、しかしながら拷問というものに限られたことでなくて、人權の思想の発達の場合に從つて、拷問の考え方というものはどういふものかということとはかつて来るはずである。現在の新しい憲法下におけるところの拷問、それは要するに被疑者、調べられる人間が精神的に物質的に非常に苦痛が加えられるということ、そうしてそういう苦痛を加えながら希望する供述を引出そうとするのが拷問だと思う。被疑者を三十回から四十回調べている。一被疑者を三十回も四十回も調べる必要がありますか、被疑者の自白は、今

日において唯一証拠として、有罪の資料にすることができないことは憲法上でもはつきりしている。これを三十回から四十回も調べている。しかも朝の九時から午後十時、十一時の深更まで、毎日ぶつ続けに行っている。しかも隔離された身柄を拘束されたままにおいて、朝から晩までお前がやつたのだから、お前がやつたのだからというように、ぶつ続けにやられたら、これは精神錯乱の状態に陥ります。しかもその調べ方の中には、たとえば、お前はそんなに共産党に義理立てしているが、しかし共産党の本部は警察によつて襲撃されてなくなつてしまつていゝるのじやないかという言ひを言つたり、お前は共産党に除名されていゝるという言ひを言つたり、だからこそたれも弁護士が面会しに來ないじやないか。事實は自分たちが面会させないで、お前が言ひを言つておる。たとえお父さんが病氣でもないのに、非常な親しいの被疑者をつかまえて、お父さんは非常に重い病氣だ、だからお前さんは今自由すればまあ出られるかもしれない。そうすれば生きてお父さんに会える、だから自由しろ。こういうような形で自由の強要をしている。それから府中の刑務所におきましては、独房には普通の窓があるが、三鷹事件などでは、その窓に七分目まで目隠しをつくつておる。これでは晝でも暗くなつてしまふので、これは警察や刑務所の言ひ分を聞くと言つておるのではありませんが、しかしながら一体被疑者を刑務所にまでぶち込んでおいて、しかもまだ通謀防止のためこゝういひ目隠しをつくら

ければならないということは、今日のわれわれの常識から言つたならば、明らかに一つの拷問です。それから監獄法上からも、明らかに毎日独房の人に對しては一時間以内——これは毎日雨天でない限りは三十分、独房拘禁者に對しては一時間以内という規定になつておりますが、必ず運動をさせなければならぬ。この運動を人手不足の理由で制限しておるという言ひを言つておる。これは聞いておる。それから読書の問題にいたしまして、隔離された状態のもとにおいては、本も読めないという言ひを——今日われわれは活字とまつたく密接な生活をしていゝるにもかかわらず、本も読めないという言ひは非常な苦痛であります。しかしそれは刑務所や検察庁の言ひ分によると、官本を與えていゝる言ひを言つておる。われわれが本を読みたいといゝる言ひは、自分の希望する本を、希望するときに読める、それが読書の自由であります。あてがいがいづかの本を與えられ、読みたくもない本を與えられて、決して読書の自由を與えたといゝる言ひにならないと思ふ。そういう言ひを言つても、証拠隠滅だとか通謀防止のためだと稱しますが、検閲しておるから、何も通謀といゝる言ひはあり得ないのです。しかも起訴された後においても、これがされていゝる。三鷹事件において松川事件におきましても、そういうことがたくさんあります。それから弁護権の制限、主として弁護人の面会の自由を妨害しておるのであります。これは原則として、憲法上被疑者は弁護人と面会、交通の自由が認められておるにもかかわらず、捜査の必要といゝることから、弁護人との面会の日付

を指定されるのであります。ところが指定をもらおうといゝるので検事を追いかけても、主任がいゝないといゝことで会わせない。福島松川事件のごときは、全被告に會うために一週間かかつております。私なども東京からわざわざ行つて、二日もかかつております。検事が實際なんとかかんとか言つて、居どころをはつきりさせないから會えない。こういう言ひがいろいろ行われておる。客観性のない見込み捜査による人権蹂躪といゝる言ひはそういうことです。三鷹事件でもそういうことは實際犯罪か犯罪でないかといゝる言ひを科学的に捜査して、証拠を握つて捜査に着手したのでなく、初めから調べないで、むしろ保全すべき証拠を全部隠滅しておいて捜査に着手した。こういうことは、明かに見込み捜査と言われても弁解の余地がないと思ふ。そして特にはなほだしいのは、この犯罪の捜査に當つて、検事の考へていゝること、検事の見込みと弁護人や被告人の言つていゝることが一致しない場合、つまり検事側が申請した証人と被告人や弁護人側の申請した証人とが、同一の事實について食い違つた供述をした場合といゝる言ひで、片づばしからこの被告人、弁護人側の証人を偽証で起訴したり、おどかしたりしてゐる。現に三鷹事件におきましては、石川君といゝのと、金君といゝのは偽証罪で検挙されていゝる。これは要するに、検事は高相會議といゝるその會議の途中で中座した者があつたといゝる。ところが、いや中座した者がないと言つたことが偽証だといゝる。この調子で偽証罪

で逮捕されたり、この調子でやられたら、これは検事の見込みと合致しない供述をした人は、すべてこういう言ひで偽証の起訴をされる。偽証の起訴をされないまでも、おどかされるから、しやうがなく検事の言ひ通りに迎合するといゝる言ひになつて、まつたく客観性のない捜査、つまり檢察事務制、檢察フアンショといゝるものが實現して來る危険性がきわめて強いと思ふのであります。大体こゝういゝる言ひが、この人権擁護決議案の内容で、こゝういゝる具體的な事實に基いてかやうな表現をしておるのであります。

○八木説明員 たいだいまの梨木委員の御質問に對してお答えいたします。主として三鷹事件について御質問があつたやうであります。三鷹事件につきましても、被告側からの言ひ分もありまします。人権擁護局としては重大な關心を持つておる次第であります。それで情報の収集は絶えず怠りなくやつておるやうな次第でございます。が、何分にも事柄が重大であります。ために、單に被告側だけの言ひ分でも事を決しかねるのであります。檢察庁、警察、鉄道、その他一般市民の情報を集めた上、確實なる資料に基いて具體的な調査を始めたと思つております。しかし現在のところは、具體的には人権侵犯と認められるやうな事實をまだつかんでおりません。従いまして情報による調査も相当時日を要することであらうと思ひます。これをもつて御答弁にかえます。

○花村委員長 政府委員に申し上げますが、ただいま北川定務君の御發言の中で、本決議案に盛られておりますやうな問題について、資料を出して

らいたいという御希望があるやうですが、なければならぬといゝる言ひですが、たとえ逮捕状の取用、不当の長期拘留、拷問による自由の強要、弁護権の制限、客観性なき見込み捜査による人権蹂躪、あるいは思想の自由、集會、結社、言論の自由、學問の自由等が壓迫されておるといゝる言ひが、その件数並びにいかなる事件の内容であるかといゝる意味の資料を出してもらいたいといゝる言ひが、なければならぬといゝる言ひが、一応こゝういゝる意味に含んでおいてください。

本日はこの程度で散會いたします。
午後四時三十一分散會

〔參照〕
刑事補償法案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年一月十七日印刷

昭和二十五年一月十八日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所